

隊友会規則第1号

平成23年4月1日

平成26年6月26日 一部改正

平成28年6月23日 一部改正

## 会 員 規 則

### (目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人隊友会（以下「本会」という。）定款第3章（会員）に定める規定に基づき、本会の会員に関して必要な事項を定め、会員の身分の安定を図ることを目的とする。

### (会員の種別)

第2条 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は法人その他の団体とする。なお、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

#### (1) 正会員

- ア 警察予備隊、海上警備隊、警備隊、保安隊及び自衛隊に在職して正常に退職し、本会の趣旨に賛同し、理事長が入会を承認した者
- イ 予備自衛官補として採用され、現に予備自衛官補、予備自衛官又は即応予備自衛官として在職する者で、本会の趣旨に賛同し、理事長が入会を承認した者

#### (2) 賛助会員

現に自衛隊に在職し、本会の趣旨に賛同する者

#### (3) 特別会員

前2号以外で本会の趣旨に賛同し、理事長が入会を承認した個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）

個人特別会員のうち、正会員の家族（遺族を含む。）を個人特別会員（家族）とし、その他を個人特別会員（一般）とする。

#### (4) 名誉会員

本会に対し多大の功労があり、総会で承認した者

### (入会申込書)

第3条 定款第6条に規定する入会申込みは、別紙第1～4によるものとする。

### (正会員の入会手続)

第4条 正会員の入会者は、別紙第1（隊友会入会申込書兼正会員カード）（以下「会員カード」という。）に写真（3センチ×2.5センチ）1枚を添えて申し込むものとする。この際、会費を添えて申し込むことができる。

2 入会者のうち、自衛隊退職時の入会申込者（以下「即日入会者」という。）については、退職時の部隊等において入会手続を行うものとする。

3 その他の入会者は、居住地の県隊友会長に対し直接入会申込みを行うものとする。

（賛助会員の入会手続）

第5条 賛助会員の入会者は、別紙第2（賛助会員入会申込書兼会員証）に会費を添えて申し込むものとする。

（特別会員の入会手続）

第6条 特別会員の入会者のうち、個人は別紙第3（個人特別会員入会申込書）により、法人等は別紙第4（法人等特別会員入会申込書）によりそれぞれ申し込むものとする。

2 県隊友会に係わる特別会員については、県隊友会長に直接入会申込みを行うものとする。

（入会資格審査基準及び入会決定通知）

第7条 理事長は、第2条第1号及び第3号に規定する正会員及び特別会員の入会の承認を次の基準により行うものとする。

- (1) 現在、成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
- (2) 定款第9条及び第10条第1号により本会員資格を喪失した者でないこと。
- (3) 会員として相応しい者と認められる個人又は法人等であること。

2 県隊友会長は、理事長による正会員の入会承認後、速やかに別紙第5様式の会員証を交付し、入会決定を通知するものとする。ただし、即日入会者に対しては、本会事務局が送付する会員カードを受領後、速やかに行うものとする。

3 理事長による特別会員の入会承認後、別紙第6の特別会員証を速やかに交付し、入会決定を通知するものとする。

4 県隊友会に係わる特別会員については、県隊友会長が前項の要領により入会決定を通知するものとする。

（正会員名簿）

第8条 本会の会員名簿の様式及び記載事項は、別紙第7によるものとし、正

会員を記載する。

(会費及び会費の徴収等)

第9条 定款第7条に規定する会費及びその徴収等については、次によるものとする。

(1) 正会員の会費

ア 正会員の会費は、年額3千円とし、県隊友会において徴収する。ただし、即日入会者の会費は本会所定の方法により本会事務局において徴収し、県隊友会ごとに区分けして四半期ごとに送付するものとする。

イ 県隊友会は、徴収した正会員会費の10%を本会事務局に納入するものとする。

(2) 賛助会員の会費

ア 賛助会員の会費は、年額、幹部・准尉（相当の事務官・技官を含む。以下同じ）500円、曹・士（相当の事務官・技官を含む。以下同じ）300円とし、本会事務局において徴収する。

イ 賛助会員会費を通じて、幹部・准尉は5千円、曹・士は3千円を納入した時は、じ後の会費を免除することができる。

(3) 特別会員の会費

ア 特別会員の会費は、年額、個人1口1万円、法人等1口5万円、それぞれ10口以内とし、本会事務局において徴収する。ただし、理事たる特別会員の会費は免除することができる。

イ 県隊友会に係わる特別会員の会費は、年額、個人（一般）1口1千円～1万円及び法人等1口3千円～5万円、それぞれ10口以内並びに個人（家族）300円～3千円を基準とし、県隊友会長が額を定め徴収する。

2 前項第1号に規定する正会員の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。また、同第2号に規定する賛助会員及び同第3号に規定する特別会員の会費は、原則として全額を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(会費の納入)

第10条 本会に入会した正会員（即日入会者を除く）及び特別会員は、第7条第2項～第4項の規定による入会決定通知を受け取った日から1ヶ月以内に、その事業年度分の会費（以下「年会費」という。）を本会所定の方法により納入しなければならない。

2 会員は、年会費として当該事業年度内に本会所定の方法により納入しなけ

ればならない。

- 3 正会員で希望する者は、希望する時に、10年、15年、20年の何れかの期間を選択し、その期間の年会費を一括前納することができる。年会費を一括前納する場合は、前納期間にかかわらず、前納期間会費総額の10%割引した会費を納めるものとする。
- 4 理事長及び県隊友会長は、前第2項及び第3項の会費を収納したときは、領収書を交付しなければならない。ただし、会費が金融機関からの振込の方法により納入された場合には、領収書の交付はしないものとする。
- 5 正会員から会費が納入されたときは別紙第1-1の会費納入状況の欄に、また特別会員から会費が納入されたときは本会所定の事業年度毎の会費台帳にそれぞれ記載しなければならない。

(退会及び再入会)

- 第11条 県隊友会長は、正会員が定款第8条～第10条の規定により退会したときは、正会員名簿にその旨を記載しなければならない。
- 2 退会した会員は、再入会することができる。

(任意退会)

- 第12条 正会員及び特別会員が定款第8条により退会しようとするときは、別紙第8の退会届を提出するものとする。

(退会時の会費取扱い)

- 第13条 正会員及び特別会員が事業年度の途中において任意に退会するとき、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。
- 2 正会員及び特別会員が退会するときは、会員が既に納入済の年会費及び一括前納会費は、これを返還しない。

(居住地移転の届け出)

- 第14条 正会員が居住地を変更する場合は、所属支部長又は県隊友会長に届け出るものとする。
- 2 届け出を受けた支部長は、県隊友会長に報告し、県隊友会長は、本会所定の手続きを行うとともに、会員カードを添えて移転先県隊友会長に通報する。

(補 則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、理事長が定める。

#### 附則

- 1 この規則は、本会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行する。
- 2 本会事務局に納入すべき県隊友会の正会員の会費（即日入会者の会費を除く）は、当分の間その納入を免除し、本会事務局からの助成金の一部として取り扱うことができる。
- 3 平成29年4月1日の本規則の一部改正（平成28年6月23日決議）の施行に伴い、「終身会員」（年会費の10年分を1回で全納し、終身その会費を免除された正会員）を廃止するものとし、施行日の前日現在において既に終身会員であった場合は、引き続きその身分を保証するものとする。
- 4 県隊友会長は、必要に応じ、終身会員に対し会運営のための経費の一部負担を求めることができる。その金額は、年会費を基準とし、寄付金として処理する。
- 5 終身会員が、居住地を入会后5年以内で変更した場合においては、所属県隊友会長は残年数に応ずる会費を移転先県隊友会長に送付するものとする。ただし、5年を経過した終身会員の居住地変更については会費の送付は行わない。
- 6 年会費を一括前納した正会員が居住地を変更した場合においては、所属県隊友会長は残年数に応ずる一括前納割引後の年会費を移転先県隊友会長に送付するものとする。
- 7 一括前納期間中に年会費の変更があった場合、一括前納期間中はその差額を徴収又は返納しないものとする。
- 8 第4条の別紙第1の様式の変更は、平成26年6月26日から施行する。
- 9 終身会員廃止に伴う第10条・第13条の条文及び第4条の別紙第1の様式の変更並びに附則第3、第6及び第7の追加は、平成29年4月1日から施行する。

別紙第1  
(第4条関係)

隊友会入会申込書兼正会員カード

(表 面)

隊友会入会申込書兼正会員カード (本人記入)			頭文字			
(ふりがな) 氏 名	( ) Ⓜ 男 Ⓧ 女	生年月日	年	月	日	
		入会申込	年	月	日	
公益社団法人隊友会 理事長 殿 私は、隊友会正会員に入会を申し込みます。						
退職時階級	陸・海・空		入 隊	年	月	日
			退 職	年	月	日
最終駐屯(基)地		最終所属				
居 住 地 又 は 連 絡 先	住 所	〒				
	電話番号		携帯電話番号			
	メールアドレス					
勤務先	会社等名		電話番号			
資格等						

(個人情報の取扱)本票記載事項は会員名簿の作成及び会活動・福祉厚生事業の連絡以外は使用いたしません。

県隊友会名		会員番号								
入会年月日	年	月	日	退会年月日	年	月	日			
会 費 納 入 状 況										
納入年月日	金額(円)	会費 ※	終了年度 (西暦)	担当Ⓜ	納入年月日	金額(円)	会費 ※	終了年度 (西暦)	担当Ⓜ	
・	・				・	・				
・	・				・	・				
・	・				・	・				
・	・				・	・				
・	・				・	・				
・	・				・	・				
記 事										

※ 会費欄記入例 年払：「年」 10年一括払：「10」 15年一括払：「15」 20年一括払：「20」

(裏 面)

別紙第2  
(第5条関係)

賛助会員入会申込書兼会員証

(表 面)

賛助会員入会申込書兼会員証			公益社団法人 隊友会 <b>賛助会員証</b>
所 属 階 級 氏 名			
会計年度	金 額 (円)	納 入 年 月 日	取 扱 部 隊 等 名 世話担当者 階級・氏名 ㊦
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

(裏 面)

会計年度	金 額 (円)	納 入 年 月 日	取 扱 部 隊 等 名 世話担当者 階級・氏名 ㊦
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

注：本証は転勤等の場合には携行されたい。

個人特別会員（一般・家族）入会申込書

個人特別会員（一般・家族）入会申込書

年 月 日

公益社団法人隊友会の趣旨に賛同し、  
個人特別会員（一般・家族）として  
入会します。

年会費 口数 口  
金額 円  
(但し 年度)

申込者 〒住所 .....

電話番号 .....

氏名 .....

公益社団法人隊友会

理事長（〇〇県隊友会長） 殿



法人等特別会員入会申込書

法人等特別会員入会申込書

年 月 日

公益社団法人隊友会の趣旨に賛同し、  
法人等特別会員として入会します。

年会費	口数	口
	金額	円
		(但し 年度)

申込者 〒 所在地

.....

電話番号

.....

会社名

代表者

.....

担当者

.....

電話番号

.....

公益社団法人隊友会

理事長 (〇〇県隊友会長) 殿

正 会 員 証

(表 面)

<b>会 員 証</b>		公益社団法人隊友会	
第	号	年	月 日
	氏 名	S H . . 生	
	住 所		
	所 属	隊友会 支部	
発 行 者 : 公益社団法人隊友会理事長 <span style="float: right;">印</span>			
(〇〇県隊友会長)			

(裏 面)

注 意 事 項

- 1 居住地を移動する場合は、所属の支部長又は県隊友会長に届け出るものとする。
- 2 この会員証を不正に使用し又は他人に譲渡、貸与並びに改ざんしてはならない。
- 3 会費未納が連続2年以上にわたるときは、会員の資格を喪失し退会したものとみなされる。
- 4 この会員証が不用又は無効となった場合は速やかに発行者に返納すること。
- 5 紛失又は記載事項に変更があった場合は速やかに発行者に届け出ること。

特別会員証

特別会員証

殿

あなたは公益社団法人隊友会の  
特別会員であることを証し  
ます。

年 月 日

公益社団法人隊友会

理事長 (〇〇県隊友会長) 印



退 会 届

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会

理事長 (〇〇県隊友会長) 殿

退会者氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

私は、下記理由により、会員証を添えて退会いたします。

理 由 \_\_\_\_\_

(県隊友会記載欄)

1 退会年月日 \_\_\_\_\_

2 その他特記事項